

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】平成18年3月30日(2006.3.30)

【公開番号】特開2000-281523(P2000-281523A)

【公開日】平成12年10月10日(2000.10.10)

【出願番号】特願平11-76767

【国際特許分類】

A 6 1 K	8/72	(2006.01)
A 6 1 K	8/06	(2006.01)
A 6 1 K	8/00	(2006.01)
A 6 1 Q	19/00	(2006.01)
C 0 8 L	83/04	(2006.01)
A 6 1 Q	1/12	(2006.01)
A 6 1 Q	5/00	(2006.01)
A 6 1 Q	5/02	(2006.01)

【F I】

A 6 1 K	7/00	J
A 6 1 K	7/00	N
A 6 1 K	7/48	
C 0 8 L	83/04	
A 6 1 K	7/035	
A 6 1 K	7/06	
A 6 1 K	7/075	

【手続補正書】

【提出日】平成18年2月13日(2006.2.13)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0009

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0009】

【発明の実施の形態】

はじめに、本発明の化粧品原料を詳細に説明する。

本発明の化粧品原料は、水中に分散しているシリコーンオイルまたは有機オイルの液滴中に架橋シリコーン粒子を含有しているシリコーンオイルまたは有機オイルのエマルジョンからなることを特徴とする。このエマルジョンにおいて、この架橋シリコーン粒子は架橋性シリコーン組成物を架橋させたものであり、架橋性シリコーン組成物を、例えば、ヒドロシリル化架橋反応させたもの、縮合架橋反応させたもの、有機過酸化物架橋反応させたもの、高エネルギー線架橋反応させたものが挙げられ、特には、ヒドロシリル化架橋反応させたもの、あるいは縮合架橋反応させたものであることが好ましい。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0041

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0041】

本発明の化粧品において、上記のようなシリコーンオイルまたは有機オイルのエマルジョンからなる化粧品原料の配合量は、その水分以外の成分換算(固体分換算)として、化粧

品中の 0.1 ~ 99.9 重量 % であることが好ましく、特に、0.5 ~ 99 重量 % の範囲内であることが好ましい。これは、上記のエマルジョンからなる化粧品原料の配合量が上記範囲の上限をこえる場合には、化粧品としての効果が失われる傾向があるからであり、一方、上記範囲の下限未満であると、上記のエマルジョンを配合することによる化粧品の使用感等が改善されにくくなる傾向があるからである。